

青森県報

第二千六百二十三号

平成十八年
五月一日
(月曜日)

目次

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …… 一

告 示

平成十七年度青森県一般会計補正予算(専決第四号)の要領…………… (財政課) …… 一

二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間、採用試験の期日等…………… (市町興課) …… 四

狩猟免許試験の施行…………… (自然保護課) …… 四

適性試験及び講習の実施…………… (同) …… 五

基本測量の実施…………… (監理課) …… 七

道路の供用の開始…………… (道路課) …… 七

河川法による兼用工作物の管理…………… (河川砂防課) …… 七

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (県立美術館) …… 八

建設業者の許可の取消し…………… (開館準備室) …… 八

…………… (青森県土整備事務所) …… 八

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十六号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一多賀台団地の項中「百四十戸」を「百十戸」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十九条第一項の規定に基づき平成十八年三月三十一日専決処分した平成十七年度青森県一般会計補正予算(専決第四号)の要領は、次のとおりである。

平成十八年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

平成17年度青森県一般会計補正予算 (専決第4号)

平成17年度青森県一般会計補正予算 (専決第4号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ313,960千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ744,544,985千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正1追加」による。

2 地方債の変更は、「第2表地方債補正2変更」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
款	項			
1	県 税	121,057,482	534,286	121,591,768
1	県 民 税	22,289,801	31,469	22,321,270
3	地 方 消 費 税	11,830,353	262,426	12,092,779
12	軽 油 引 取 税	18,114,378	240,391	18,354,769
3	地 方 譲 与 税	11,327,027	47,486	11,374,513
2	地方道路譲与税	3,217,023	63,623	3,280,646
3	石油ガス譲与税	284,295	△10,434	273,861
4	航空機燃料譲与税	41,172	△5,703	35,469
5	地 方 交 付 税	235,563,242	457,177	236,020,419
1	地方交付税	235,563,242	457,177	236,020,419
6	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	568,344	△1,575	566,769
1	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	568,344	△1,575	566,769
12	繰 入 金	11,558,398	△2,243,634	9,314,764
2	基金繰入金	11,148,223	△2,243,634	8,904,589
15	県 債	99,730,100	892,300	100,622,400
1	県 債	99,730,100	892,300	100,622,400
歳 入 合 計		744,858,945	△313,960	744,544,985
歳 出		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
款	項			
2	総 務 費	36,576,363	△183,303	36,393,060
1	総 務 管 理 費	13,651,987	△183,303	13,468,684
9	警 察 費	33,563,887	△33,072	33,530,815
1	警 察 管 理 費	30,537,822	△33,072	30,504,750
10	教 育 費	155,730,904	△97,585	155,633,319
2	小 学 校 費	56,344,916	△44,506	56,300,410
3	中 学 校 費	31,774,101	△18,855	31,755,246
4	高 等 学 校 費	39,233,348	△25,400	39,207,948

5 特殊学校費	11,021,977	△8,824	11,013,153
歳出合計	744,858,945	△313,960	744,544,985

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
アスベスト対策事業	千円 28,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通条件による。 その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。 ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	28,000	/	/	/

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
港湾事業	2,740,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通条件による。 その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。 ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。	2,782,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通条件による。 その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。 ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
河川事業	2,022,000				2,105,000			
海岸事業	1,019,000				1,087,000			
農業農村整備事業	3,655,000				3,958,000			
災害関連事業	3,027,000				3,196,000			
治水事業	3,550,000				3,769,000			
治山事業	783,000				805,000			
漁港事業	2,996,000				3,220,000			
道路事業	15,349,000				14,219,300			
公営住宅建設事業	468,000				494,000			
臨時県道整備事業	6,609,000				7,328,000			
臨時河川等整備事業	60,000				0			
空港事業	747,000				768,000			
公園事業	693,000				728,000			
臨時高等学校整備事業	479,000				483,000			
新産業都市等建設事業	271,000	390,000						
計	99,730,100	/	/	/	100,594,400	/	/	/

青森県告示第三百九十六号

二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の平成十八年度第一次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定め、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令百七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成十八年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成十八年四月一日から同年六月一日まで		
試験期日	開始時刻	位 置	試 験 場
平成十八年六月十一日(日)	受付後に通知	青森市大字浪館字近野四五八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊青森駐屯地 陸上自衛隊八戸駐屯地

青森県告示第三百九十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により次のとおり平成十八年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により公示する。

平成十八年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

所管課名	試験の期日	試験の場所	備考
自然保護課	平成十八年六月二十五日 平成十八年九月五日	青森市松原一丁目六の二五 青森市中央市民センター大会議室 青森市長島一丁目一の一 青森県庁舎西棟八階大会議室	

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験科目	試験課題	試験時間等
試験の種別 狩猟免許類	試験の科目及び課題	試験時間 受付時間
網・わな猟免許 第一種	1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 むそう網、くくりわな、とらばさみ及びはこわなのうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図面を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	午後一時 十分から 午後三時 まで
網・わな猟免許 第二種	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 猟具に関する知識 3 鳥獣に関する知識	午前十時 から午後 零時十分 まで
網・わな猟免許 第一種	1 視力 2 聴力 3 運動能力	午前九時 四十分か ら午前十 時まで 午前九時 十分から 午前九時 三十分ま で

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 試験当日二十歳に満たない者
- 3 精神分裂病、そうつ病、てんかん、又はこのほか自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気がかかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

四 受験の申請手続等

狩猟免許試験を受けようとする者は、平成十八年六月二十五日に受験するものにあつては、平成十八年五月十六日から同年六月十六日までに、平成十八年九月五日に受験するものにあつては、平成十八年七月二十一日から同年八月二十一日までに、狩猟免許申請書（各地域県民局地域農林水産部及び各農林水産事務所において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域県民局地域農林水産部又は農林水産事務所に提出すること。

- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
- (一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 四千元
- (二) その他の者（初心者） 五千三百円

第二種 銃猟免 許	7 鳥獣の図面を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装弾の操作を行った後射撃姿勢をとること。
	2 距離の目測を行うこと。
	3 鳥獣の図面を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部、農林水産事務所又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第三百九十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定により次のとおり平成十八年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成十八年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

所管課名、所管地域県民局名又は所管農林水産事務所名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	平成十八年九月十三日	青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟	
中南地域県民局	平成十八年七月三十一日	弘前市下白銀町一九の四 弘前文化センター	
	平成十八年八月八日	黒石市ぐみの木三丁目六五 スポカルイン黒石	
	平成十八年八月二十五日	南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田五一の八	

西北地方農林水産事務所	平成十八年七月十九日	五所川原市字一ツ谷五〇四の一 五所川原市中央公民館
	平成十八年八月三日	三沢市桜町一丁目六の三五 三沢市公会堂
	平成十八年八月二日	上北郡東北町字塔ノ沢山一の九四 東北町コミュニティセンター
	平成十八年八月一日	上北郡七戸町字森ノ上二一〇 七戸中央公民館
	平成十八年七月十九日	十和田市西十二番町二〇の二二 青森県十和田合同庁舎
	平成十八年七月十八日	十和田市西十二番町二〇の二二 青森県十和田合同庁舎
	平成十八年七月二十五日	青森市荒川字藤戸百一九の七 青森県総合社会教育センター
	平成十八年八月四日	むつ市金谷の一〇の一 下北文化会館
	平成十八年八月三十一日	三戸郡南部町大字平字広場三六 南部町中央公民館
	平成十八年八月二十九日	三戸郡新郷村大字戸来字風呂前一〇 新郷村山村開発センター
平成十八年八月二十八日	三戸郡田子町大字田子字柏木田百一六 田子町中央公民館	
平成十八年八月二十五日	三戸郡五戸町字下モ沢向八の二 五戸町公民館	
平成十八年八月二十四日	八戸市長根一丁目二の八 三八教育会館	
平成十八年八月二十二日	八戸市長根一丁目二の八 三八教育会館	
平成十八年八月八日	八戸市長根一丁目二の八 三八教育会館	
平成十八年八月一日	三戸郡三戸町大字川守田字関根川原五 三戸町中央公民館	
平成十八年八月三十日	弘前市下白銀町一九の四 弘前文化センター	
平成十八年八月	大鰐町中央公民館	

平成十八年七月二十日
西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字北禿一
日本海拠点館あじがさわ

二 適性試験及び講習の科目、時間等

区分	科目	時間	受付時間
適性試験	3 2 1 視聴運動能力	午前九時三十分から午前十一時まで	午前九時から午前九時二十分まで
講習	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判別 3 猟具の取扱い	午前十一時から午後三時まで(ただし、正午から午後一時までは休憩)	

三 適性試験及び講習の対象者

平成十八年四月十六日から平成十九年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有するものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 精神分裂病、そううつ病、てんかん、又はこのほか自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかつている者
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書(各地域農林局地域農林水産部及び各農林水産事務所において交付する。)に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域農林局地域農林水産部又は農林水産事務所に提出すること。

- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
二千九百円

- 2 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景のライカ判の写真)
一枚

- 3 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定

定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書
一 通

4 更新しようとする狩猟免許
五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部、農林水産事務所又は青森県環境生活部自然保護課(電話〇一七 七三四 九二五七番)に問い合わせること。

青森県告示第百九十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十八年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(基本重力測量)

二 作業期間

平成十八年六月一日から平成十九年三月十六日まで

三 作業地域

青森市

弘前市

八戸市

青森県告示第四百号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年五月三十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 三三八号	下北郡佐井村大字佐井字湯ノ川越国有林二八五林班ろ、小班から下北郡佐井村大字佐井字湯ノ川越国有林二八六林班は、小班まで	平成二〇一

青森県告示第四百一十号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により二級河川小湊川水系明神川河川管理者青森県知事三村申吾と平内町道明神川堤防線道路管理者平内町長逢坂雄一との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により公示する。

その関係図書は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

二級河川小湊川水系明神川

二 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

三 河川管理施設の位置

東津軽郡平内町大字山口字赤坂七九地内から字畑ノ沢三二地内まで

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称 平内町

2 住所 東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

3 代表者の氏名 道路管理者 平内町長 逢坂一雄

五 管理の内容

1 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものに

- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
管理の期間
- 六 平成十八年四月二十一日から道路の存続する日まで

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
照用用スボットライト一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県商工労働部観光局県立美術館開館準備室
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十八年四月二十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社エルコ・トートー
東京都港区芝二丁目五の一〇
- 六 契約金額
七千六百二十三万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 大西工務店
- 二 氏名 大西 洋三
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡一四六の八九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一五四四四号
- 五 取消年月日 平成十八年四月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭	